

医労連速報 '15春闘



2015年2月13日 No. 8 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 tel 03-3875-5871

職場での平均 4 万円以上の賃上げの闘争とともに 最賃引き上げの運動で、社会的な賃金底上げをたたかおう

「2020 年までに最賃 1,000 円へ引き上げる」「800 円への引き上げは、できる限り早急に (2010 年の政労使合意)」の一刻も早い実現を迫ろう

「健康で文化的な最低限度の生活」保障は、憲法で定められた国民の権利であり、労働者に対し、最低保障額を定め、保障したものが最低賃金法です。この金額が生活保護水準を下り、抜本改善を要求し、毎年、最賃額を改定させています (2014 年度引き上げは、別紙)。2008 年 7 月には、生活保護との逆転解消を目的に最低賃金額の引き上げを明記し、「(最賃は) 生活保護費との整合性を考慮する」と改正されました。2010 年には、政労使で「2020 年までに最賃 1,000 円へ引き上げる」と 3 者合意が行われ、800 円へは早急に」と表明されました。景気回復は、人間らしい生活を保障する最賃の抜本改善で職場闘争とともに、大きく広げましょう。

「全国一律最低賃金千円以上の制度化」で、すべての働く労働者に人間らしい生活保障を

- 最低賃金に関する署名運動を広げよう
- 全労連調査での最低生計費は、月額 23 万・時間額 1,500 円
 - 単身世帯 年額 280 万、月額 23 万円 (時間額約 1,500 円)
 - 世帯形成期以降の男女 年額 420 万円、月額 35 万円 (時間額約 2,300 円)

全労連が発表した最低生計費は、単身でも月 23 万・時給 1,500 円以上必要です。一刻も早く、全国一律最低賃金制度を確立し、まずは早期に 1,000 円以上をめざしましょう。全国一律の最賃制度の確立とその水準の引き上げは、医療・介護労働者の地域間格差是正と底上げにとっても、重要な課題です。最低賃金改善の社会的なうねりを巻き起こし、春闘の職場での非正規労働者の賃上げ運動に生かすたたかひしよう。

Fair Pay・Respect・For All Fast Food Workers・
ファストフード労働者に公正な賃金と敬意を!



最低賃金は
全国どこでも **1000円** 以上に



5.15 最賃底上げ国際連帯行動—Tokyo Action—  全国労働組合総連合

昨年 5 月には、最賃底上げ国際連帯行動世界 35 カ国 80 都市で実施。低賃金で利益をあげる業界の代表格、

ファースト・フード産業に対し「最低賃金の底上げ」と「労働者の団結権行使」を呼びかけました。